

南部箕蚊屋広域連合告示第1号

令和4年第1回南部箕蚊屋広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年2月7日

南部箕蚊屋広域連合長 陶 山 清 孝

記

1. 期 日 令和4年2月24日（木） 午前10時
2. 場 所 南部町役場 法勝寺庁舎 議場

○開会日に応招した議員

大 床 桂 介	前 田 昇
一 橋 信 介	荊 尾 芳 之
山 路 有	景 山 浩
乾 裕	真 壁 容 子
勝 部 俊 徳	

○応招しなかった議員

細 田 元 教

令和4年 第1回南部箕蚊屋広域連合議会定例会会議録（第1日）

令和4年2月24日（木曜日）

議事日程

令和4年2月24日 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 施政方針の説明
- 日程第5 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
(南部箕蚊屋広域連合個人情報保護条例の一部改正について) <委員会付託>
- 日程第6 議案第2号 令和3年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算(第2号) <委員会付託>
- 日程第7 議案第3号 令和3年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第2号) <委員会付託>
- 日程第8 議案第4号 令和4年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算<委員会付託>
- 日程第9 議案第5号 令和4年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算<委員会付託>
- 日程第10 広域連合行政に対する一般質問
- 日程第11 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
(南部箕蚊屋広域連合個人情報保護条例の一部改正について)
- 日程第12 議案第2号 令和3年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第3号 令和3年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第4号 令和4年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算
- 日程第15 議案第5号 令和4年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算
- 日程第16 閉会中の継続調査の申し出について<議会運営委員会>

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 施政方針の説明
- 日程第5 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
(南部箕蚊屋広域連合個人情報保護条例の一部改正について) <委員会付託>
- 日程第6 議案第2号 令和3年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算(第2号) <委員会付託>
- 日程第7 議案第3号 令和3年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第2号) <委員会付託>
- 日程第8 議案第4号 令和4年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算 <委員会付託>
- 日程第9 議案第5号 令和4年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算 <委員会付託>
- 日程第10 広域連合行政に対する一般質問
- 日程第11 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
(南部箕蚊屋広域連合個人情報保護条例の一部改正について)
- 日程第12 議案第2号 令和3年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第3号 令和3年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第4号 令和4年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算
- 日程第15 議案第5号 令和4年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算
- 日程第16 閉会中の継続調査の申し出について <議会運営委員会>

出席議員(9名)

1番 大床 桂 介	2番 前 田 昇
3番 一 橋 信 介	4番 荊 尾 芳 之
5番 山 路 有	6番 景 山 浩
7番 乾 裕	8番 真 壁 容 子

10番 勝 部 俊 徳

欠席議員（1名）

9番 細 田 元 教

欠 員（なし）

職務のため出席した者の職氏名

書記長	藤 原 宰	書記	三 宅 祐 志
			書記	田 中 遥 香

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	陶 山 清 孝	副広域連合長	森 安 保
副広域連合長	中 田 達 彦	事務局長	中 原 孝 訓
事務局次長	舩 原 美 香	主幹	梅 林 佑 基
監査委員	仲 田 和 男			

午前10時10分開会

○議長（勝部 俊徳君） それでは、皆さん、所定の時間になりましたので、これより会議を開きます。

ただいまの出席議員は9人でございます。

細田元教議員からは、欠席の届けが出されておりますので、この際、御報告を申し上げます。

地方自治法第113条の規定により定足数に達しておりますので、令和4年第1回南部箕蚊屋広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（勝部 俊徳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

5番、山路有議員、6番、景山浩議員、以上でございます。

日程第2 会期の決定

○議長（勝部 俊徳君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日間といたしたいと存じます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝部 俊徳君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、1日間と決定いたしました。

日程第3 議事日程の宣告

○議長（勝部 俊徳君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

日程第4 施政方針の説明

○議長（勝部 俊徳君） 日程第4、施政方針の説明をお願いいたします。

陶山連合長より施政方針の説明を求めます。

陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） これより、令和4年第1回南部箕蚊屋広域連合議会定例会に提案いたします令和4年度一般会計予算、介護保険事業特別会計予算並びに本年度の事業概要を説明し、介護保険事業の情勢と当面する諸課題につきまして所信を申し述べ、本議会定例会を通じ、議員各位をはじめ、広域連合区域内の住民の皆様の御理解を賜りたいと思います。

新型コロナウイルス感染症が全国に感染拡大し2年が経過しましたが、依然として介護サービス事業所等は感染症対策など様々な制限を余儀なくされるなど厳しい状況が続いております。また、外出や社会交流の機会の減少により、高齢者の心身の機能低下への影響が懸念されるところでございます。

介護保険制度においては、高齢化が進展する中、団塊の世代全てが75歳以上となる2025年を見据え、地域包括ケアシステムを深化、推進してきたところでございます。本広域連合においても地域包括ケアシステムの充実に向け、認知症対策では予防に努めながら認知症になっても尊厳と希望を持って日常生活を過ごせる地域を目指し、認知症バリアフリーを推進しております。そして、早期から状態に応じて適切な医療や介護サービスなどが提供できる支援体制の充実を図っております。

介護予防と重度化防止の取組では、コロナ禍の下、感染症予防と両立が課題となります。介護予防の効果を高めるため、リハビリテーション専門職との連携も重要でございます。令和4年度は、3年を1期とする第8期の中間年になります。構成町村と連携し、地域の実情を踏まえながら、これらの取組の推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、本広域連合における介護保険の運営状況ですが、令和3年12月末時点での第1号被保険者は9,171人で、前年同月と比較して52人の増、高齢化率は37.1%となっております。また、認定者数は1,648人で、前年同月と比較して4人の増となっております。介護給付費は18億9,881万円と、対前年度比較では0.6%の減となっており、施設介護サービス費の伸びの落ち着きにより、計画値を下回った状況となっております。現状と課題を踏まえ、引き続き介護保険事業の安定的な制度運営を図ってまいります。

次に、予算の概要について説明いたします。令和4年度一般会計の予算規模は5億2,500万円で、前年度に比べて1,700万円、3.3%の増額を見込みました。また、介護保険事業特別会計の予算規模は31億500万円で、前年度に比べて6,300万円、2.1%の増額を見込みました。介護給付費は、介護予防給付費や介護予防サービス事業費の伸びを考慮し、若干調整を図ったものの、総額として第8期計画に基づく費用額を計上しております。

本定例会には、このほかに令和3年度の一般会計補正予算、介護保険事業特別会計の補正予算等の議案を提案しておりますので、全議案とも御賛同を賜り、御承認をいただきますようよろしくお願い申し上げます、御挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

日程第5 議案第1号 から 日程第9 議案第5号

○議長（勝部 俊徳君） それでは、お諮りいたします。日程第5の議案第1号、専決処分の承認を求めることについてから日程第9、議案第5号、令和4年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算までを一括して提案理由の説明を受けたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝部 俊徳君） 御異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第1号から日程第9、議案第5号までを一括して説明を受けたいと思います。

提案理由の説明を求めます。

陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。それでは、議案第1号から御説明申し上げます。

ます。議案第1号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同法同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

おめくりください。専決処分書を読み上げます。専決処分書、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、南部箕蚊屋広域連合個人情報保護条例の一部を改正することについて、別紙のとおり専決処分をする。

詳細につきましては、事務局のほうから説明させます。よろしくお願いいたします。

引き続き申し上げます。議案第2号でございます。議案第2号、令和3年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第2号）。令和3年度南部箕蚊屋広域連合の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ666万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,594万9,000円とするものでございます。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

続きまして、議案第3号、令和3年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）。令和3年度南部箕蚊屋広域連合の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,866万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31億3,556万円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正とするものでございます。

続きまして、議案第4号を御説明いたします。議案第4号、令和4年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算。令和4年度南部箕蚊屋広域連合の一般会計予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億2,500万円と定める。2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入れの最高額は600万円と定める。

続きまして、議案第5号でございます。議案第5号、令和4年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算。令和4年度南部箕蚊屋広域連合の介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31億500万円と定める。2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出

予算による。一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入れの最高額は3億と定める。歳入歳出予算の流用。第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費及び地域支援事業費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とするものでございます。

以上、提案といたしますが、詳細につきましては、事務局のほうから説明させたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（勝部 俊徳君） それでは、補足提案理由説明、中原事務局長。

○事務局長（中原 孝訓君） 事務局長でございます。それでは、議案第1号から議案第5号について説明をさせていただきます。

まず、議案第1号、専決処分の承認を求めることについてでございます。こちら専決処分の日は、令和3年10月1日でございます。内容は、南部箕蚊屋広域連合個人情報保護条例の一部改正について専決処分したもので、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以下「番号法」と言い換えさせていただきますが、番号法が改正されたことに伴い所要の改正を行うものでございます。条例の改正点は、訂正請求に対する決定等について定めた規定中引用する番号法の条項等を改めるものでございます。施行期日は公布の日からとし、公布を令和3年10月1日に行っております。

続きまして、議案第2号、令和3年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第2号）でございます。補正内容の主なものを御説明いたします。

補正予算書の2ページをお開きください。歳入から御説明いたします。第1款分担金及び負担金でございます。435万4,000円を増額し、4億8,185万5,000円とするものです。主に派遣職員給与等負担金及び特別会計への介護予防事業繰出金の増に伴う町村負担金の増額でございます。2款国庫支出金、2項国庫補助金でございます。71万5,000円を増額し、98万7,000円とするものです。これは介護保険システム改修費に対する補助金の増額でございます。6款諸収入でございます。131万2,000円を増額し、1,128万3,000円とするものです。これは収入見込みに伴う介護予防サービス計画作成収入の増額でございます。

続きまして、歳出でございます。2款総務費でございます。256万1,000円を増額し、8,253万3,000円とするものです。これは事務局の派遣職員給与等負担金の増額によるものでございます。3款民生費でございます。410万7,000円を減額し、4億5,104万6,000円とするものです。主に特別会計への繰出金及び地域包括支援センターの派遣職員給与等負担金

の増減でございます。

以上、一般会計でございます。

続きまして、議案第3号、令和3年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）でございます。補正内容の主なものを御説明いたします。

補正予算書の2ページをお開きください。歳入から御説明いたします。1款保険料でございます。596万6,000円を増額し、6億2,588万4,000円とするものです。これは収入見込みに伴う保険料の増額でございます。3款国庫支出金、2項国庫補助金でございます。3,729万6,000円を減額し、1億8,866万1,000円とするものです。主に調整交付金及び地域支援事業交付金の交付見込みに伴う減額でございます。5款県支出金、1項県補助金でございます。124万2,000円を減額し、1,040万円とするものです。地域支援事業交付金の交付見込みに伴う減額でございます。6款繰入金でございます。390万9,000円を増額し、4億2,728万4,000円とするものがございます。地域支援事業繰入金、事務費繰入金及び低所得者保険料軽減繰入金の増減でございます。

続きまして、3ページの支出でございます。1款総務費、3項介護認定審査会費でございます。85万5,000円を減額し、693万4,000円とするものです。主に実績見込みに伴う認定審査会負担金の減額でございます。2款保険給付費でございます。総額の増減は行っておりませんが、実績見込みに伴い項目間の予算調整を行っております。3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費でございます。241万4,000円を増額し、5,705万9,000円とするものです。主に実績見込みに伴う介護予防サービス事業費の増額でございます。3款地域支援事業費、2項一般介護予防事業費でございます。241万4,000円を減額し、518万7,000円とするものです。一般介護予防事業委託料の減額でございます。3款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費でございます。296万2,000円を減額し、1,695万9,000円とするものです。主に新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う介護相談員派遣事業の休止、認知症総合支援事業費の減額でございます。5款基金積立金でございます。2,490万4,000円を減額し、2,407万5,000円とするものです。これは実績見込みにより介護給付費準備基金積立金を減額するものがございます。

以上、特別会計でございます。

続きまして、議案第4号、令和4年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算でございます。主な内容を御説明いたします。

予算書の4ページをお開きください。歳入から御説明いたします。1款分担金及び負担金で

ざいます。本年度予算額4億9,448万7,000円、前年度と比較して1,698万6,000円の増でございます。主に派遣職員給与等負担金及び特別会計の繰出金の増加に伴い町村負担金を増額しております。2款国庫支出金、本年度予算額1,307万3,000円、前年度と比較して5万2,000円の減でございます。3款県支出金、本年度予算額730万5,000円、前年度と比較して9万6,000円の減でございます。6款諸収入、本年度予算額1,013万3,000円、前年度と比較して16万2,000円の増でございます。

続きまして、歳出でございます。1款議会費、本年度予算額119万2,000円、前年度と同額でございます。2款総務費、本年度予算額6,078万2,000円、前年度と比較して162万3,000円の増でございます。主に派遣職員給与等負担金を増額しております。3款民生費、本年度予算額4億6,250万1,000円、前年度と比較して1,575万9,000円の増でございます。主に特別会計への繰出金の増額によるものでございます。

以上、一般会計でございます。

続きまして、議案第5号、令和4年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計の予算でございます。主な内容を御説明いたします。

予算書の5ページをお開きください。歳入から御説明いたします。1款保険料、本年度予算額6億1,904万9,000円、前年度と比較して86万9,000円の減でございます。第8期介護保険事業計画に基づいた収入を見込んでおります。3款国庫支出金、本年度予算額7億4,143万3,000円、前年度と比較して549万6,000円の増でございます。4款支払基金交付金、本年度予算額8億2,397万7,000円、前年度と比較して1,561万3,000円の増でございます。5款県支出金、本年度予算額4億6,134万5,000円、前年度と比較して695万6,000円の増でございます。これらは介護給付費の増加によるものでございます。6款繰入金、本年度予算額4億5,913万3,000円、前年度と比較して3,580万1,000円の増でございます。主に介護給付費の増加及び介護給付費準備基金の繰入れによるものでございます。

続きまして、歳出でございます。1款総務費、本年度予算額2,013万8,000円、前年度と比較して207万2,000円の増でございます。主に第9期介護保険事業計画の策定に向けた調査経費の計上によるものでございます。2款保険給付費、本年度予算額29億9,489万2,000円、前年度と比較して6,341万8,000円の増でございます。第8期介護保険事業計画に基づいた給付費を見込んでおります。3款地域支援事業費、本年度予算額8,301万9,000円、前年度と比較して62万5,000円の増でございます。介護予防サービス事業費を増額しております。4款保健福祉事業費、本年度予算額574万6,000円、前年度と比較して19万7,000

0円の増でございます。5款基金積立金、本年度予算額1万7,000円、前年度と比較して301万9,000円の減でございます。預金利息のみの積立でとなることから減額しております。以上、特別会計でございます。

これで説明を終わらせていただきます。御審議よろしくお願いたします。

○議長（勝部 俊徳君） それでは、提案理由が終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、執行部より説明いただきました議案につきましては、この後総務民生常任委員会に付託予定でございますので、この場では総括的な質疑にとどめていただきまして、個別詳細質疑につきましては総務民生常任委員会においてお願いをいただきますようお願いいたします。

それでは、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて御質疑を求めたいと思います。

〔質疑なし〕

○議長（勝部 俊徳君） それでは、質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第2号、令和3年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第2号）につきまして御質疑を求めます。

真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 先ほど議長がおっしゃったように、総括質疑と私のほうも認識しておりますので、答弁は連合長ないし副連合長がなさるというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

今回の補正予算の中で、私は、先ほど本会議では予算書で説明されたんですけども、質疑を説明資料の中でさせてください。説明資料の、これは第3になるわけですか。そこで今回、町長、介護予防の事業繰出金として一般会計から471万9,000円を支出してるわけなんです。先ほど全協等で聞きましたら、介護予防の事業が本来予定していたよりも国からのお金が、交付金が下がったので、こんなふうに、各市町村からになるんですね、繰出金として各自治体が負担することになったということになるんですけども、この交付金事業が頭打ちだっていうんですけども、原則この介護保険を構成して運営していく中で、介護予防の事業費というのもきちっと国が約束したとおり出すべきではないかというふうに思うんですね。こういうふうな削られ方をしたら、それで次の令和4年度見たら、この全体の金額が下がってきてるわけですよ。このことに対して、運営する連合長としては国に対してやっぱり意見を言うべきではないかと思うんですけども、どんなふうにお考えですか。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。私も非常に予防の総額が落ちるということに対して懸念を持っています。予防あつての介護保険制度だと思いますが、全体の枠の中では、やはり介護給付が伸びて、さらに予防が今非常に伸びているということもあつてのことだろうと思っています。しかるべき部分で連合長としてもまた構成、ここにおられる副連合長等とも連携しながら、国に対する要望の機会があれば、そのような対処もしていきたいと思っています。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） ぜひ、連合長も同じ認識だというふうに考えていますが、それにしても、全体の予防事業を下げっていくということについては、やっぱり納得いかんわけですよ。次の今度の令和4年度の予算でも指摘したいと思うんですが、国が全体の介護給付費が伸びてくるので節減だつていうんですけど、これは本末転倒な話だと思いますので、機会があればではなくって、こういうふうに引き下げられてきた段階でしっかりと声を上げていっていただきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（勝部 俊徳君） 答弁要りますか。

○議員（8番 真壁 容子君） すぐしますって言ってくれたらいいですけど。

○議長（勝部 俊徳君） 答弁求めますか。

○議員（8番 真壁 容子君） はい。

○議長（勝部 俊徳君） では、陶山連合長、答弁。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。やはり給付とのバランスの問題があろうと思っています。効果は非常にあると思っています。特に伯耆町は健康寿命が非常に高いということで、今回も国保データベースの中の成果も出てると思います。構成市町村の中で、そういう数字も出ていますので、予防をやればやるほど確かに皆さんが人生を謳歌できる、それを介護保険の中でやるということになると、こういう給付等のバランスが崩れてしまって、やる市町村が多くなればなるほど全体の総額で落とさざるを得ないということは分かりますけれども、この辺りのところにこれまでも言ってますように、国はもう少し支出するべきだと、介護保険事業をこれからも維持し、さらには限界点に達している負担というものに対しての要望はこれからも続けていこうと思っています。

○議長（勝部 俊徳君） ほかに御質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（勝部 俊徳君） それでは、ほかに質疑はないと認め、議案第2号につきましては以上で質疑は終結いたします。

続きまして、議案第3号、令和3年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、御質疑を求めます。

真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） この特別会計の補正予算につきましては、保険給付費の中で質問したいと思います。先ほどの全協の中でも聞いてきました、いわゆる保険給付費が居宅サービスが1,445万4,000円伸びて、地域密着型介護サービスの給付費が1,052万減額、施設介護サービス給付費が1,968万減額、この詳しい現状については委員会で聞きたいと思うんですが、連合長、先ほども事務局がおっしゃってましたが、施設介護サービスについては、だんだん落ち着いてきたのではないかっていうんですけども、今回の補正予算では1,968万6,000円の減額です。先ほど出された資料の待機者の数を見たら、例えば全体の待機者ではどれだけいるんですか。全部の計算したことにはなっていません。広域全体では在宅介護の分については、計128名の待機者がおるわけですよ。そういう待機者がおって、どこに安定してきたと言えるのかなと思うんですよ。私たちは在宅介護で地域包括ケアだっていうんですけども、住民の生活状況等、家族構成等見たら、施設入所っていうのは増えてこざるを得ないだろうっていうふうに思っているし、それが現実じゃないかと思うんです。それが今回減ってきた理由はいろんな建物の施設の状況にもあると思うんですけども、全体として落ち着いてきたのではなくって、やはりこの数字を見る限り待機者がおるということは、施設の必要性っていうのはあるものですから、減額になるっていうことは、特別な事情を除いておかしいのではないかと思うんですが、その点について連合長はどんなようにお考えですか。この待機者の人数から見てどうなのかっていうことについて、ちょっとお考えをお聞かせください。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。これはこれまでも長い間ずっと言われたことですが、この中の一つ一つの数字で見れば確かに128ですが、お一人お一人のそれぞれの事情があろうと思っています。将来に備えて今から入所を希望を出されるという話はよく聞くことですし、その辺りのことで本当に困っておられる方については、これは手当てが必要だろうと思っています。そういうところを地域包括支援センターやお関わりになっておられますケアマネジャーと十分に連携しながらやっていくということが、地域包括ケアシステムの根本だろうと思っていますので、その辺りのところの連携強化をし、非常に入りたくても入れないということができるだけ減らすというのは、広域連合の一つの目的だろうと思いますので、ぜひそういうところにも一歩踏み込んで頑張っていきたいと思っています。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 委員会審査の中でもぜひ聞いておきたいのは、地域包括ケアの位置づけですよね。地域包括ケアで在宅ケアの重要性が言われてくるんですけども、それと同時に施設入所の取組もより充実させていかなければ、本当に人間らしい暮らしを営むという要介護者の方の人権が守られていない事例というのは、私たちも目の当たりにすることが最近とみに多くなったわけですよ。例えば、独り暮らしで2週間も、何か月もお風呂に入っていらっしゃらない。本人は納得しているからいいんだっていうんですけども、そういうことを保健師や介護士の方々が、ホームヘルパーの方々が目の前で見ておりながらそれ以上に突っ込めないというんですけども、とてもじゃないけども、人間としての暮らしが成り立っているような状況じゃないと行ったときに、例えばその方々も介護保険料を払っているわけですよ。そのときに、どのような手だてが必要なのかということを、そんなに大きな、三つとも町が大きな町じゃないんですから、手を取るようにして見ていきながら、施設の入所方法、それと、さらに今回の施設に限らず、例えばケアハウス等、保護するような場所を独自に設けていくとか、そのようなことも考えていかななくてはならないのではないかと思うんですけども、在宅介護を行っていく上での施設入所について、どんなふうにお考えなんですか。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。先ほども言いましたように、お一人お一人にそれぞれ個別の事情がある中で、全てを包括的に行政が、または介護保険でケアすることは不可能だろうと思っています。そういう中で、地域包括ケアとして御近所の関係や、それから専門職との関係や、そういうことで多面的に支えていくということが必要だろうと叫ばれておりますし、そのような方向で構成市町村、頑張っておりますので、足りないところはしっかりと今後の課題として取り組んでいかなくちゃいけません。今、真壁議員が言われたようなそういう事態、確かにあるかもしれません。そうとはいっても、一つ一つ、お一人お一人に事情がまた違うわけです。そういうところを地域包括支援センター等も介在しながら、医療の問題や、それから保健師の介入や、または民生委員さんに介入していただくことや、もしかしたら御家族との虐待の問題もあるかもしれません。多様な方面から支えていくという考え方は私も変わりはないと思いますので、介護保険のみで全てを解決しようという課題ではないと思っています。

○議長（勝部 俊徳君） よろしいですか。

○議員（8番 真壁 容子君） よろしいことないけど、いいです。

○議長（勝部 俊徳君） それでは、ほかに御質疑のある方は挙手の上、御発言ください。

〔質疑なし〕

○議長（勝部 俊徳君） それでは、質疑はなしと認め、議案第3号につきましては以上で質疑を終結いたします。

続きまして、議案第4号、令和4年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算につきまして、質疑を求めます。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） ここではなかったなので、ちょっと待ってください。ここです。

○議長（勝部 俊徳君） どうぞ。

○議員（8番 真壁 容子君） すみません。この中で、これは令和4年度の一般会計になるわけですね。令和4年度の一般会計の説明書の10ページ、民生費、社会福祉費のところ、いわゆる高齢者福祉の中での介護、いろいろ繰出金等が出ているところがあります。ここで、低所得者の保険料軽減繰出金2,614万5,000円、これが国のほうの制度に基づいて低所得者の保険料の軽減繰出金が出るわけですね。この実際の人数も上がっておりました。結構な数が出ていると思うんですけども、やはり毎回、確認しとかなくってはならないのは、どんなに所得の少ない方々でも、介護保険を利用していなくても、保険料の負担はあるということの実態ですね。それで、低所得者の保険料の軽減をしてきたということは、その保険料自体が、実際の高齢者の暮らしにとって負担増になるから国が軽減策を考えてきたということになるわけですね。そういうことになれば、自治体からは低所得者の多い段階で軽減をしたのだけれども、この負担と、特に低所得で保険料を使っていない方々への何らかの配慮も必要ではないかというふうに思うんですけども、その点どんなふうにお考えでしょうか。

例えば、意見が出ておりますのは、こういう方がいらっしゃったんです。近所の方に、90歳近くで亡くなられたと。うちのおばあちゃんは、ずっと介護保険料を払ってきたけども、1回も使っていないと。それでも介護保険のほうからはお悔やみの一言も、香典の一つもなかったと、このようにおっしゃったんですよ。私は今までそういうことを考えたことなかったんです。言われたときに、なるほど、使って、お金を払ってる方々から見て、利用しない中で亡くなって人生終わられる方も8割いらっしゃるわけですね。そこに保険者の方々が、彼らや彼女の家族を、遺族を前にして、それは保険制度だから仕方がないよっていうのも、あまりにもそういう意味では、公的な立場から見たら冷たいやり方だなというふうにも感じたんですよ。そういう点から見たら、一番にはやっぱり保険料の軽減策をさらに取っていくと。

それと、使っていない方々への配慮としてどんな方法があるのかという点を考えることも一つ

の方法ではないだろうかと思ったんですけども、この辺について連合長、どのようにお考えですか。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。確かにそういう声は私も聞きますが、今の介護保険の制度の中で私どもは運用しなくてはなりませんので、勝手に無事戻し金みたいなこともできませんし、やはり保険制度ですので、想定したその制度の枠の中でやらざるを得ないということだろうと思っています。保険を使わないことが幸せなのだというような社会構成にするべきだろうと思いますし、私どもが進めています健康寿命を延ばすこと自体は、進めれば進めるほど保険は使わないという社会を目指しているわけですので、ぜひそういうところを皆さんと理解を深めていただきたいと思います。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁委員、よろしいですか。

○議員（8番 真壁 容子君） はい、その次で言いますけん、その次。

○議長（勝部 俊徳君） ほかに御質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 質疑なしと認め、以上で議案第4号につきましては質疑を終結いたします。

次に、議案第5号、令和4年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算につきまして、質疑を許します。

真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 連合長、そこです。保険を利用されない方々についてのどのような対応があるのかという点で、今回、第9期の事業計画に当たってアンケート調査をなさるでしょう。先ほど中身については委員会でお答えくださるってということだったんですけども、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査という件ですよ。これを、悉皆調査ではなくて、国のサンプルで見たら、3,000人取ったら大体の傾向出るのではないかということで3,000人に絞るということで、予算書を見たら約105万ですか、それを計上しているんですよ。それとは別に、在宅介護の実態調査、それと介護サービスの未利用者の実態調査で、大体ここで網羅していきたいところでの何人か、900人というのは出てくるんですけども、65歳以上の人口というのは、3町で合わせたら9,171になるとおっしゃったんですよ。この方々はなべて1号被保険者で、介護保険料を払っている方々なんですよ。この方々の意見を聞くということで、そういう立場からもこのニーズ調査を全員に広げて、3年に1回であるけれども、皆さんが払っている保険

料の使われ方、それから今後使おうとしている方々や今の現状をお聞きしながら、よりよい制度をつくっていきたいということで、全員から聞くということにならんのかと、そういう質問です。連合長、どうでしょうか。もし、3倍のお金がかかったら、100万が掛ける3になって300万という経費がかかるのかもしれませんが、私はそういう先ほど言った、ずっと払ってても何にもなかったという方が、せめて3年に1回でも状況をお聞きして、あなた方の声を保険制度に生かしていきますよというところで、全員に調査をやっていただく、このことについてどのようにお考えですか。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。この第9期に対して、いよいよ2025年が含まれるような、いわゆる団塊世代が、全てが後期高齢者に入るという重大な局面にこれから日本全国が入っていくわけです。それに備えてこれまでもやってきたつもりですけども、それに対する重要なニーズ調査ということになろうと思っています。全国の中で介護保険をやっていくわけで、南部町の今言われたような意識調査という問題と、このニーズ調査というのが少し違うんじゃないかと思っています。重要なこの第9期を迎えるに当たっての、どのようなサービスを提供していくべきなのかという重要な問題ですので、この辺りのところは、何ていうんですか、今コロナなんかでよく言われているのは、数学的に統計上どのぐらいの人数をきちんとやれば、その精度を高いものに持っていくのかという考え方で今、進めているわけでした。それと今、真壁議員が言われる、皆さんに意見を聞いてみるということは、これは少し状況が違うんじゃないかと思っています。今回やるのは、あくまでもどのぐらいの、何ていうんですか、今、求めておられるサービスとサービスに対して必要度があるのかというものを、今後3年間の数字を数字として調べたいというものですので、アンケートによってお一人お一人の気持ちを聞く調査ではないのかという具合に思っています。その辺りのところを事務局のほうとも十分調整しながら、アンケート調査をやることによって何か得るものがあるというものであれば、それはまた別の機会にやる必要があるのではないかなと思っています。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 私は町長がこの地域圏域ニーズ調査と、いわゆる意識調査として悉皆調査を分けることの意味が、私はちょっと分からないんですよ。言ってみれば、ニーズ調査を3,000人に絞ってくるということは、それだけあればなべての傾向が出るだろうというのは、これは保険者としての態度ですよ。一定つかむのにね。それは、国の論理としてはあり得ることかもしれない。何で絞るかって、本当は全員にしたほうがいいんだけど、結果は何かって

ったら、そこまでせんでもサンプルが出るよってというのは、金を使わん方法ですよ。私が言っておりますのは、一人一人が、被保険者がお金を出しているんですよ、1年間。この間も見に行ったら、使わない方で10万近く払ってると言った方いらっしやったのね。してる方々が今は使っていないくてもニーズ調査に答えていくということは、権利としてあるわけじゃないですか。そこを保障する意味からも、65歳以上の保険料を払っている全ての方々に意見を聞かせていただくと、そのことしかできないけれども。なぜかという、保険者の方々はそこで自分たちが経営しているというふうに言っていますが、半分は被保険者のお金なんですよ。もうちょっと言えば、半分以上ですよ。国から来る税金も国民の税金じゃないですか、国から来るお金も。そういうことを考えたら、そのお金を払っている方々に聞いていくという点でいえば、最も民主的な方法ではないかと思うんですよ。

それで、先ほど最後の言葉にちょっと私は期待を寄せておまして、現場とも相談してって大変ですけども、私は介護保険の利用をなさらない8割の方々の意見をも酌んでいこうという姿勢そのものが、必ず65歳以上の被保険者の方々にも通じるものがあると思うんですよ。それぐらいの努力をなさっていただきたいということと、もしそのことが介護保険のお金の中でやるのが難しければ、3町村長がいらっしやるので相談して、自分とこの町でもやっていこうかということをごひお考えいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。副町長、答えてくれてもいいよね、連合長でもいいですよ。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。あえてこうやって3町村が広域連合を組んでやっているメリットとして、広域で行政として住民の皆さんに、広域連合下の皆さんに広報するということによって理解を得るということは、これは一町村でやっているこの介護保険とは違った充実する部分があると思います。各市町村で介護保険の利用に対しての理解を求めることと、さらに併せて広域連合として皆さんに理解を深めるという広報もしているわけですし。十分な、過ぎるといところはないかもしれませんが、そういうことを深めながら、住民の皆さんに介護保険の御理解をいただいでいく必要はあるとは思っています。全てに対して今回のニーズ調査というのは、あくまでも第9期に向けてのニーズの調査でございますので、これは国と一緒にあって一定のルールの中でやるということに意義があるという具合に思いますので、その辺りのところは理解いただきたいと思っています。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 私は介護保険の制度を連合内の全ての方々に、とりわけ保険料を

負担している方々に、1号の方々に介護保険制度を理解をしていただく一つの方法として全悉皆調査があるのではないかという御提案をして言っているわけですよ。その一番の大きい裏づけは、なぜかという、その方々が保険料を負担していて、介護保険制度を支えている方々だから言っているんですよ。それに代わるものとして、今の答弁では各町村独自で取り組む場合もあるでしょう、聞きたい、保険とか予防のことでね、それはそれで独自でなさったらいいことやと思うんです。この機会に介護保険でするのはあれだけれども、全ての悉皆調査は町村でやるという方法もあると思いますよ、あると思いますけれども、私が言っているのは、被保険者の保険料を負担してくださっている、支えてくださっている方々への対応の一つとして、3年に1回でも全ての皆さんの意見を聞いていって、介護保険制度に生かしていくということ言えば、このやり方が最適ではないのかと思っているんですよ。ほかにもっといっぱい言いたいことがありますけども、お金としてもたかだか200万ちょっとでできるわけですよ。そこでしっかりと意見を聞いていく。連合長がおっしゃったように、今回は75歳の団塊世代がきますからね。その方からしっかり意見を求めたらいいんですよ。どういうふうにしてほしいとか。そういう中で皆さんに頂いたお金をしっかり使わせてもらいますということを言っていくことが、何よりも発信することが求められていると思いますので、そんなふうに短絡的に意見を切らないで、ぜひとも3連合長、副連合長、一緒に御協議してくださるんでしょうか。そのほうがより充実するし、より介護保険についての理解も深まると思うんですね。何よりも介護保険料を負担している方々の声と権利を守るために、このことをしっかりと求めておきたいと思いますので、ぜひ御協議ください。よろしくお願いいたします。

○議長（勝部 俊徳君） 答弁は要りませんか。

○議員（8番 真壁 容子君） 3回目でしょ。何か討論するたびに。

○議長（勝部 俊徳君） 答弁は必要ですか。

○議員（8番 真壁 容子君） いや、答弁のたびに下がっている感じがするから結構です。

○議長（勝部 俊徳君） いいですか。

○議員（8番 真壁 容子君） はい。

○議長（勝部 俊徳君） じゃあ、次に御質疑を求めます。

景山委員。

○議員（6番 景山 浩君） 2款の保険給付費の1項介護サービス等諸費の中です。2目の地域密着型介護サービス給付費だけが突出して対前年よりもどんと大きく増えていますが、これについて、もしかして説明あったかもしれませんが、聞き落としていたらごめんなさい。政

策的な意図があるのかないのか。あればどういったことなのかということをお教えください。

○議長（勝部 俊徳君） 中原事務局長、答弁。

○事務局長（中原 孝訓君） こちらは、地域密着型サービスの中でグループホームの設置を広域
連合管内で1か所予定しております、そちらの費用を計画に基づいて予算のほうに上げている
ということでございます。

○議員（6番 景山 浩君） いいです。

○議長（勝部 俊徳君） よろしいですか。

○議員（6番 景山 浩君） はい。

○議長（勝部 俊徳君） ほかに御質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（勝部 俊徳君） それでは、ほかに御質疑はなしと認めて、議案第5号につきまして質疑
は終結いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第1号から議案第5号につきまして、会議規則第39条第
1項の規定により、お手元に配付いたしております議案付託表のとおり、総務民生常任委員会へ
付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝部 俊徳君） 御異議なしと認めます。よって、以上の議案につきましては、総務民生
常任委員会に付託いたしました。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開時間は追ってお知らせをいたします。

午前11時06分休憩

午後 2時30分再開

○議長（勝部 俊徳君） それでは皆様、本会議を再開いたします。

日程第10 広域連合行政に対する一般質問

○議長（勝部 俊徳君） それでは、日程の第10、広域連合行政に対する一般質問をただいまか
ら行います。

順序は通告順とし、質問を行います。

議員の質問時間と執行部の答弁を合わせた時間が1時間でございます総合時間制となっており
ますので、御注意をいただきたいと思っております。

なお、先ほど総務民生常任委員会におきまして審査が行われました5議案につきましては、この一般質問が終わった後に、皆様方に討論並びに採決をいただくことにしておりますので、その点お含みいただきたいと存じます。

それでは、通告によりまして、8番、真壁容子議員の質問を許します。

真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） ただいまより、第3点にわたって質問をいたします。答弁よろしくお願いたします。

まず第1点目、介護職員の待遇改善の取組を求めます。長引くコロナ禍の中でケア労働の在り方が問われてきています。全産業平均より8万円も低い介護職の給与が人員確保の障害になっている下で、政府は22年度介護報酬改定により、収入を3%、平均月額9,000円程度引き上げる予算を計上しました。西部広域管内での取組の現状を問います。今年2月から9月分までは交付金、21年度の補正予算として実施し、10月以降は介護報酬上でこの対応に切り替えるとしています。補正予算では全額国庫負担ですが、10月以降は国の負担が大幅に減り、自治体負担やサービス利用者、被保険者の新たな負担増が懸念されています。これについてはどのような影響が出るとお考えでしょうか。広域連合内での取組をどんなふうに捉えているかということもお聞きしていきたいと思えます。全国市長会などでは負担が過重にならないような必要な措置を政府に求めています。実態をお聞きする中で取り組むところが出てきているところについては、10月以降、介護報酬改定分でやるとすればかなりの負担増になるというふうに思うのですが、負担増とならない取組を求めていきたいと思えますが、いかがでしょうか。

第2点目、在宅介護の利用状況をどう見るかです。第8期介護保険事業計画の計画策定に当たっては、介護保険制度では、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる令和7年、2025年を見据えて、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自立した生活ができるように、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの深化・推進を図ってきた、このように書かれ、今後、高齢者夫婦、高齢者単独世帯が増えることが予想されることから、地域包括ケアシステムの充実を図りたいと明記してきています。住み慣れた地域での自立した生活を支援していくために、高齢者自らが負担して成り立っている介護保険制度が、一体どこまでそれを支えていくのかが問われてくるのではないのでしょうか。私たちの下には、在宅介護などのケアプランでの第1番に考慮されることは支払う利用料であって、自立できるプラン作成になっていないというのが現状だというふうに見ています。この点について、前回出された資料について、基について、質問いたします。

今回も資料を出していただきましたが、まず第1点目、所得段階別要介護認定者と受給者数では、認定者数1,648人、これはすみません、前回の3月までのを見て書いてあります。受給人数が1,276人となっています。受給率は77.4%。未受給者の把握を求めたいと思います。第2点目には、要介護度別在宅利用者の支給限度額では、全体の支給率が54.4%となっています。この利用状況をこの数字からどう把握しているのかを連合長にお聞きいたします。この在宅介護の利用状況の第3点目、第8期の介護保険事業計画の際のアンケートでは、在宅介護実態調査の概要で、今後の在宅生活継続に向けて不安に感じる事、このことでは1番が認知症状への対応。それに次いで多かったのが、日中、夜間の排せつについての不安の声でした。アンケートではこのような数字が出ている以上、このようなサービスをどう構築して対応していくのかが問われてきているのではないのでしょうか。特に夜間訪問についてのサービスの需要等についてはどのような状況になっているのかお聞きし、今後の対応を求めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

第3点目には、利用料の負担の問題です。介護保険開始当初は1割負担であった利用料が、制度改定で原則1割とし、現役世代並みの所得者には所得別に2割、3割の利用料負担、このようになってきています。改定当時では、負担増での利用控えが随分懸念されました。それにもかかわらず、私たち議会におるものとしては、広域管内での2割、3割負担の利用者の利用状況はどうなのか。数字も含めてなかなか把握する資料が常時では出てきません。現状の把握を求めて利用状況を聞きたいと思います。2割、3割負担の現状と利用状況を示していただきますよう、よろしくお願いいたします。その上で再質問を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長、答弁。

○広域連合長（陶山 清孝君） それでは、真壁議員の御質問にお答えしてまいります。

まず、介護職員の処遇改善の取組についての御質問でございます。12月成立の国の補正予算に計上された介護職員等の処遇改善の取組でございますが、これは令和3年11月19日に閣議決定されました「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、介護職員を対象に賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度、月額にして約9,000円を引き上げるための処置を実施することを目的に、都道府県が実施主体となり介護サービス事業所等に対し補助金を交付するものでございます。

対象事業所は、介護報酬の処遇改善加算を取得しており、令和4年2月から賃金改善を実施していること等が要件となっています。また、補助金は、令和3年2月から同年9月までの賃金引

上げ分を対象としており、補助金の3分の2以上は介護職員等の基本給等のベースアップに充てることとされております。事業所は、都道府県に申請を行い、支払いは国保連合会を通じて行う予定であり、補助金の額は、介護サービス種類ごとに、介護職員数に応じて設定された一律の交付率を介護報酬に乗じた額となるとお聞きしております。

10月以降の介護報酬上での対応、負担増への懸念について御質問でございますが、議員の御指摘のとおり、10月以降は、補助金を引き継ぐ形で臨時の介護報酬改定が行われる予定であり、内容については、現在、社会保障審議会介護給付費分科会で議論が行われているところでございます。介護給付費分科会において、介護サービスの業務効率化、適正化及び重点化など、財源が限られる中で保険料や利用者等の負担も念頭に置いた介護報酬の見直しを検討することが求められており、内容が慎重に審議されております。

負担増とならない取組についての御質問でございますが、本広域連合は、介護保険事業を運営するところでございますので、介護保険制度の枠組みの中で対応してまいりたいと考えており、今後の国の動向を注視しているところでございます。

続きまして、在宅介護の利用状況をどう見るかの御質問をいただきました。

在宅介護の利用状況をどう見るかの御質問でございますが、まず、未受給者の把握については、本日、全員協議会で配付させていただきました参考資料3に受給率等の数値をまとめてございます。令和3年12月サービス利用状況になりますが、全体の受給率が77.9%となっており、認定者数と受給実人数の差から、未利用者数は358人となっております。

未利用の理由については、過去の調査結果がございましたので、その資料をお手元に配付しております。資料については、後ほど事務局長から説明させます。

また、令和4年度の第9期介護保険事業計画の策定に向けた調査を予定しており、未利用者の状況把握については、本広域連合独自で全数調査を計画しているところでございます。

対支給限度額比率からの利用状況の把握についての御質問でございますが、本広域連合の対支給限度額比率の状況については、8月定例会で資料提供しており、令和3年3月サービス利用分の状況として、全体で54.4%となっております。対区分支給限度額の統計が公表されなくなったため、数年前の数値しか把握しておりませんが、全国的にも同程度の割合であったと認識しておるところでございます。区分支給限度基準額は、あくまでもその要介護度に想定される支給上限であり、どのようなサービスをどのくらい利用するかについては、利用者の心身の状況や置かれている環境で様々でございます。介護支援専門員の適切なケアマネジメントにより、必要なサービスが提供されていると考えておりますが、個別に支援が必要な方については、介護支援専門

員と地域包括支援センターとの連携強化を図り、適切な支援につなげる必要があると考えています。

次に、夜間訪問の利用状況についてでございます。こちらについては、給付実績等から把握できる数値もでございますので、後ほど事務局長から説明をさせます。

次に、利用料の2割、3割負担者の利用状況についての御質問でございます。要介護度別、サービス種類別の2割、3割負担の受給者数については資料提供の御依頼がありましたので、お手元に資料を配付しております。また、次の御質問の利用料増の総額についても、同資料に数値を載せております。資料につきましては、後ほど事務局長から説明をさせます。

以上、答弁いたします。

○事務局長（中原 孝訓君） 事務局長でございます。まず、一般質問資料1の御説明をいたします。

これは、令和元年度に実施しました在宅介護実態調査の結果でございます。そのうち介護サービスを利用していない理由に係る調査の内容でございます。在宅介護実態調査は、在宅で生活している要支援、要介護認定を受けている高齢者530人を対象に実施しており、そのうち介護サービスを利用していないとされた56人の方の回答になります。各段階ごとに、未利用の理由として選択された項目の割合を示しております。なお、複数選択を可としております。どの段階も、現状ではサービスを受けるほどの状態ではない、本人にサービス利用の希望がないの占める割合が高くなっておりますが、割合は低いもののサービスへの不満や利用料を支払うのが難しいと回答された方もありました。

次に、夜間訪問の利用状況について御説明します。訪問介護の一般住宅への夜間訪問については、給付実績を基に利用状況を報告いたします。令和3年4月から12月までの利用実人数は、6時から8時までの早朝及び18時から22時までの夜間で3人ございました。このうち、お一人が22時から翌朝6時までの深夜にもサービスを利用されています。利用回数は、早朝、夜間が計254回、うち身体介護が216回、生活援助が38回でございます。深夜が計9回で、全て身体介護でございます。事業所からの聞き取りによりますと、主に早朝は起床介助、夜間と深夜は就寝前の一連の介助でございます。サービス提供実績のあった事業所は、1事業所のみとなっております。

訪問看護については、給付実績から利用時間帯の全体像を把握することはできませんので、サービス提供体制の届出状況を報告しますと、現在、24時間の緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある事業所が算定することが可能である緊急時訪問看護加算の算定を行っている事業所は、

広域連合管内に1事業所でございます。この緊急時訪問看護加算の算定実人数は、令和3年4月から12月までの給付実績によると23人ございました。事業所からの聞き取りによると、緊急の夜間訪問の回数は、同期間で早朝が約10回、夜間が約10回、深夜がゼロ回ございました。主にストーマケア、発熱等の体調不良に対する看護でございます。

続きまして、一般質問資料2についての御説明をいたします。こちらの資料は、利用者負担割合別の要介護度や受給状況、利用料をまとめた資料で、国が作成した介護保険事業状況報告、令和3年の12月分になりますが、この数字を基に作成したものでございます。

資料の1ページ、1、要介護（要支援）認定者数の表を御覧ください。令和3年12月末の認定者数の合計は1,657人のうち、2割負担の方は55人であり全体の3.3%、3割負担は28人の1.7%となっています。なお、第2号被保険者の負担割合は1割でございます。次に、2、保険給付決定状況の(1)件数の表を御覧ください。こちらは、令和3年10月サービス提供分の受給件数について、サービス種類別、負担割合別にまとめたものになります。合計として、2割負担は97人の3.0%、3割負担は62人の1.9%となっております。

次に、2ページを御覧ください。(2)利用料の表は、令和3年10月サービス提供分の利用者自己負担額について、サービス種類別、負担割合別にまとめたものになります。合計として、1割負担は2,249万984円、これは全体の87.3%に当たります。2割負担は169万4,756円であり6.6%、3割負担は123万3,117円の4.8%となっております。(3)の1件当たりの利用料の表は、令和3年10月サービス提供分の一月にかかる1件当たりの利用料について、負担割合別、利用サービス種類別にまとめたものになります。(2)利用料の表の数値を(1)件数の表の数値で除し算出しております。全体の平均として、2割負担は1万7,472円と1割負担の7,440円に対して1万32円増の約2.3倍、3割負担は1万9,889円と1割負担に対して1万2,449円の増の約2.7倍となっております。以上でございます。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員の再質問を許します。

真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 連合長、1点目の介護職員の待遇改善の取組をお聞きしました。

回答は一般論で返ってきましたが、私がお聞きしたいのは、広域連合内で今、連合が把握している中で施設や事業者が介護職員の待遇改善の取組の、いわゆる申請を、県に出したっていうところについては把握なさってませんか。なさってるところはありますか。

○議長（勝部 俊徳君） 中原事務局長、答弁。

○事務局長（中原 孝訓君） 事務局長でございます。この国の補正予算で予算を計上されました

処遇改善の補助金の申請については、県のほうに申請を上げるようになっておりますが、補助金の詳細についての問合せはございましたが、実際に申請をされたというところの数字はまだ把握しておりません。聞いておりません。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 連合長、確かに広域連合は介護保険の事業を進めるのであって、事業所の中のことについてはなかなか把握しにくいこともあるかもしれませんが、事は介護保険を円滑に運営していくためには、介護職員の充実と増が求められてるっていうのは、これはもう全国的な、国家的な課題でもあるわけですよ。それでこのコロナの中で、このケア労働に対して光が当たって、低いけれども収入を3%、国の責任で引き上げようじゃないかといって、いわゆる介護労働者だけではなくって、保育士や学童保育の支援員さん等にも広げる中で、予算を計上して、21年度の補正予算が通ったということですよ。ちょっと他人事みたいになってるかもしれませんが、例えば全国の市町村会なんかでは、現場からの声を聞いて、なぜこれに取り組めないかって言うたら9月で終わってしまうからだって、補助金が。次、10月以降に報酬の改定があるといっても、その上乘せした3%上げた分を報酬改定分で見なさいって言ったときに、その経営状況がどうなるか分からないっていうところでの、こういうやり方はないだろうと、はしごを外すようなということで、現場の声を聞いて、全国市町村会等は政府に対して声を上げてるわけですよ。そんな補助金を切るようなことをするなど、こう言ってるわけですね。これはケア労働者の待遇改善を図るといって、国が一步動き出したところに、私は市町村がしっかりと追い打ちをかけてやっていく絶好の機会であるというふうに思っています。連合長は、介護労働者がいなければ介護保険の制度は成り立たないということは十分承知だと思いますが、介護職員は低い低いと言われているが、全体と比べてどれぐらい低いのかっていう認識お持ちですか。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。介護労働者の賃金のベースが低いということは、一般的に医療や、それから一般事務職と比べて低いということは一般的に言われますので、事実そのとおりだろうと認識しております。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） ここずうっと何日か続けて、ケア労働者の報酬、いわゆる待遇改善策っていうのうんこう出てきよるわけですね。先日が一番新しい新聞では、情報では、これは各市町村にも来てると思いますが、市町村に対して公務員についても対象とするということを徹底しろっていう文章を政府が出してきてるわけですよ。私なんかそれ聞いたときに、でも、人

働きの制度がなければ、なかなか自治体も取り組みにくいだろうなと思うんですけども、それくらい必要性が迫られてるという認識に、私は連合長と同時に市町村長は持つべきではないかというふうに考えています。特に恐らく伯耆町も同じかと思いますが、地域にこういう福祉施設があれば、介護で働く女性は非常に多いのです。連合長も認識してると言われたように、私もこの新聞記事で見たことを書き上げてきたんですけども、一体政府はどの数字を根拠に月額9,000円と言ってるのかっていえば、2020年、2年前の賃金構造基本統計調査という政府が出した資料では、税と社会保険料控除前で、時間外手当、各種手当を含んだ金額で計算しても、全産業の平均が33万6,000円に対して、介護職員は25万2,300円、この数字を基にしてるわけですよ。そこで約8万円ぐらいの差があると。どうも国会の討論なんか聞くと8万から9万差があるっていう言い方しています。だから、多くのいわゆる労働組合の代表者なんかは、月額3%の9,000円って1桁違うんじゃないかっていう論争もあったんですが、それでも9,000円です。とすれば、連合長は広域連合の介護保険を円滑に進めていく立場にある保険者の責任としても、この介護労働者の待遇改善を広く事業者に勧める立場に立たなければいけないのではないかと思うのですが、その点どうですか。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。全体のそういう賃金のベースアップという問題は、これはやはり国であり、もちろん事業者であり、その皆さんが総意の中で進めるべきであって、一保険者である連合が賃金に対してまで首を突っ込むことは差し控えたいと思っています。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） それが現場で困っている介護労働者や施設の声を受けない姿勢ではないかと思うのです。先ほども言ったように、連合長、人ごとのように言っていますが、全国では全国の市長会、恐らく都道府県知事会等も声を上げてきていることではないかと思うんですけども、そしたら全国の市長会の市長たちは、これは事業者とやることやから、自分たちはちょっと置くということを言っていないわけですよ。全体の奉仕者の中の責任として、特に連合長は介護保険の保険者という責任があるわけじゃないですか。そういうときに、かつてないことですよ、ケア労働を焦点に当てて、補助金を出すから報酬引き上げしろって言ってきたわけですよ。そのこと自体はここにいらっしゃる町長、村長も、これを見て、各事業者はこのことについて出ているけれども、取組に当たって何か心配なことはないかって動くとかね。現に市長会は何らかの形で10月以降も続くようにしろっていう声を上げてきているわけですよ。そういう意味でい

えば、そこに座っておられる連合長、副連合長は、国がやろうとしてることに、いつもあなた方は国がやることに率先して乗るやないですか。それを今回は人ごとみたいに黙ってるわけですか。少なくとも事業者に言って、事業者は私もお聞きしたら、広域連合内ではないですけども、兵庫県で運営してる私の友達に聞いたら、手を挙げたはいいけれども、県に出す資料がそれは大変なんだって言っていました。事務も大変だけれども、お金も入ってくるの遅いんだけれども、それでも一番困るのは、するけれども10月から介護報酬の分で見ろと言われてることだって言うてるんですよ。これは一緒になって、地域挙げて、この報酬をまず取り組むように支援していくことと同時に、10月までまだ期限があるんですから、その分を何としても国が責任持って報酬改定するのであれば、利用者や施設に負担増にならないような取組をするべきだという声を今上げるべきではありませんか。どう考えますか。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。その取組全体に対して、いわゆる10月以降の問題に対しては真壁議員のおっしゃるとおりだと思います。すなわち、例えば医療職場であっても、診療報酬でこの改定差額を賄う、全てが黒字化されてるような医療の現場であればいいでしょうし、介護の現場であっても黒字化できてればいいんでしょうけども、それ診療報酬だとか介護報酬で本当にできるのかどうかというところが、今回の政策に対しては非常に無責任だなと思っています。全国町村会のほうでも要望事項をしておりますので、そのことに対して私どももバックアップしていくという姿勢には変わりはないと思っています。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） とすれば、連合長、今からでも遅くはない、これ2月からやった分と言うてるんですけども、どうも国会のやり取り見とったら、後からでもいいって言ってますよね。2月に間に合わなかったところは後でもいいんだと、言うてることまで答弁引き出させてますから、これちょっと調査していただいけませんか。例えば前回の南部町の全員協議の場所では、南部町内の福祉施設は保育園を持っていて、その保育園の保育士についてはこれに手を挙げて申請しそうだってことを聞いています。そうなってきたら、今度は、私は、関係ありませんが、次の町の議会になったら、公務員にもこの制度を適用しろという事務連絡が来てるということは、公務員制度にもそれ利用しろってことを言うていくわけですよ。国から補助金来とって、連合長、町長になって自分とこの職員には補助金を使うが、民間に来るものは知らんっていう、こういう態度取れないでしょう。それであなたの答弁聞いている限りでは、せっかく国から補助金出してくる、賃金の引き上げるといふことに対して、これ知らん顔しておるといふことは、地域への

経済効果にも跳ね返ってくることなんですよ。いつもいつも補助金が何かないと探している町村のやりくりから見たら、これたとえ民間といえども、民間と一緒に上手に補助金を取りながら継続させていくということに力を貸すべきだというふうに思うんです、人ごとではなくって。そこに踏み込んでいただけませんか。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。私が言ってるのは、労使関係のないそういうところにこの保険者として圧力をかけるようなまねはいかかなものかということです。これ判断はあくまでも雇用責任をお持ちの方がその責任の中で、今回補助金もあるということです。その後、10月以降の経営判断をなさってやられることだろうと思っています。私が先ほど言いましたのは、10月以降の財源確保もない中で、この制度は非常に不安定だということを申し上げたところです。ですから、しっかりとした財源が確保されて、このことによって逆に医療資源がなくなったり、介護資源がなくなるようなことがないようにしていただきたいということでございます。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 連合長は10月からの、そしたら、10月からも国が何らかの形で責任持とうということになったら具体的に動くということですか。私はそうも聞こえないんですよ。申し訳ないですけども、そんなもんじゃないと思うんですけども、自分とこの町財政や広域の、自分たちが責任持ってやっている財政に補助金が来たら飛びつくのに、民間がやるとときの補助金は、まあ、あんた方のすることだからって、それ全面的に応援するということはなぜかっていうと、これは公共的には利益あるからなんですよ。だから個人の報酬引上げだけではなくて、ケア労働現場自体を支えていくという、その方々の賃金をうんと保証して、不十分ですけどもね、保証して、そこを継続してできるようにしていくことが、今回のパンデミックの中でも大きな役割果たしてもらおうとかね。大きな目で考えれば、本当に公共の福祉につながるからこそ、国もお金出してきてるわけですよ。そういうことを見れば、私はもう少しお話をいただいて、まずは連合管内の小さい事業所も含めて、これについてどうされましたかとまず聞いていただきたい。声も聞いていただきたい。取り組みたいけども10月からが心配だということか、事務手続が大変だということか、とてもじゃないけど自分たちはそんなふうにとったら事業が成り立たないということか。そのことを聞いて、連合長は今度、市町村長会でもそれを通じて、国の制度ではこういう不備があるから改善してほしいと、そういうふうに言っていくのがケア労働者が少なく職員がいないということに対する今の段階での解決の一步になるんじゃないですか。それやってくれますか。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。鳥取県が集計する責務があるという具合に聞いておりますので、鳥取県のほうに当たったデータを基に、どの程度の御要望があるのかというところは把握したいと思います。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 少なくとも把握して、各広域連合の保険者の代表として、そして各町村の代表者として、制度を国がつくった以上、最後まで面倒見ろという内容の趣旨の声を、あらゆる場所を通じて上げていただきたい。これは笑い事ではなくって、ケア労働者をどう確保していくかという問題であり、小さな町については経済循環の問題でいえば、賃金上がることはそもそも歓迎すべき内容だということを厳しく指摘して、それに取り組んでいただきたいということを言っておきます。それで、県のデータだけではなく、できたら状況つかんでほしいので、折々広域管内のこの状況は、取組の状況どうですかというの聞きますので、どうか調べといてくださいますようお願いいたします。

次、2点目の問題です。2点目の問題は、在宅介護の利用状況をどう見るかという問題です。この問題をやはり避けて通れないと思いましたが、第8期の計画以前から地域包括ケアという言葉よく聞くわけですよ。地域包括ケアが必要だっていうときに、どうしてもやはり全体の構造が見えてこないのは、地域包括ケアで福祉計画等を立てて、いわゆる民生委員さんとか住民の方々にボランティアを促して、各地域が思いやりを持って支え合っていくっていうことは、これは大いに結構なことやと思っているんですよ。しかし、これはあくまで自発的ですよ。自発的、各それぞれの取組の中でやっていくことであって、やるべきだと思うんです。今やられてることは、恐らくどこの町村もこのようなことやってるのかなと思うんですけども、社協を通じてボランティアのお願いをしてるわけですよ、お願いを。どこそこの方が買物が困難になったからお願いできないか、ごみ出しができないからお願いできないか。こういうお願いをして、1時間300円でしたか、20分では100円でしたか、そのお金をお支払いすると。やってる方々は、その10分、20分のために、雪の中長靴を履いて、服を着替えて、自分とこのトラックの雪をはらって、ごみを取りに行くわけですよ。そういうふうに地域の方々にボランティアをお願いする一方で、65歳以上の被保険者から一律にお金を集めて公的な保険制度をしている介護保険では、一体在宅の中で介護なさったりとか必要な方にどこまで手を差し伸べているのか。これが住民の中、なかなか見えてこないから、皆さんはボランティアに対する拭えない、本来はみんなが、自分も同じようになるからボランティアしたいと思いつつも、一体こういうことで町

はどう考えてるのか。介護保険でどこまで見てるのかっていうことの声が出てきているわけですよ。それを見た場合、地域包括ケア制度が潤滑にいくためには、何よりも介護保険での在宅介護の充実度がうんと上がって、その中身が広く使う人も使わない人も含めて、それが広く知れ渡る、こういう内容が確保されなければボランティアは広がっていかないのではないかというふうに、私は近所を見て思うわけなんです。そういう意味で言って、今の在宅での介護保険の状況見たら、対支給限度額が五十何%でしたっけ。対支給限度額が前回の資料でも提示されましたら、平均で54.4%なんです。これを見とったら、そりゃ介護保険とボランティアは違うとは言いながら、中身違うと言いながら、介護保険制度で支給限度額いっぱいを使わないで、そうですね、十分にそこで使わないで、その後をボランティアでお願いしようかと。これでは住民には通用せん話だと思うんですよ。だから、その実態がこの対支給限度額がどういうところで起こって、介護保険制度では対支給限度額が五十数%に至ってる理由はこうこうで、このような努力をしていきたいっていうことを言ってこなければ、包括ケアの中での在宅介護の様子が皆さんに分らないと思うんですね。その辺で連合長は、皆さんに地域包括ケアでお願いしたいと言いながら、この支給限度額が54.4%にとどまっているということについての見解、どのようにお考えですか。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。限度額はあくまでもその最大値でございますので、それに対して五十数%というのが、私はここであながち低いとも、あながち、もちろん高いとも言えない数字だろうと思ってます。それぞれ個別の状況がそこには暮らしの中で存在して、今、真壁議員が言われたような地域の中での支え合いを求め、そしてそれを支えられてる方もおられるかもしれませんし、介護保険に一方的にお世話になってる方や、またはそうではなくて、そこを控えて家族間の中で支え合ってる方もおられるかもしれません。その辺りのところは、やはりこの保険制度でやってきてる社会保障制度でございますので、そこを全員が押しなべて同じようにするという事は、これはできないだろうと思ってます。ただし、本当にお困りの方については、地域の中で地域包括支援センター等、それからケアマネジャー等でしっかり連携を取りながら、そこに差し伸べていくという事は必要だろうと思ってます。

また、もう一つ、私も1号保険者になりまして支払いを始めましたけれども、私の同世代の人から聞けば、このサービスの受給のシステムが非常に難しいということも聞いています。いわゆる僕たちの世代は、その次の親を介護の必要になったときに、どうやってこの受給をするのか。申請であったり、それから変更であったり、そういう手続が非常に分かりにくいという声は聞き

ますので、そういうところをもっと分かりやすくするような仕掛けはまだまだ必要だろうと、こう思っています。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） この対支給限度額を広域連合の中で論議したら、連合長は必ず言うのは、それは個人の状況によって違うんだって、こう言うんですね。でも、確かにそれもあるかもしれませんが、ちょっと考えたらすぐ分かって違えますか。全国的に対支給限度額って五十数%なんです。介護保険料は毎回どんどんどん上がって行って、2025年には厚生労働省は、月額8,000円になるんじゃないかって言ってますよね。明確じゃないですか。対支給限度額上がっちゃったら、支給費が増えるんですよ。これが今、54.4%で、月額6,000幾らか払ってますけども、これがもし、仮に100%になったらお金がかかるわけでしょう。そういう仕組みが介護保険制度じゃないですか。限度額書いていても、全部を使ったら介護保険そのものがパンクしてしまうっていうことは歴然なものと、もう一つの問題は、それは考え方の違いかっていえば、数字でそれはもう歴然としてることなんです。だから介護保険の崩壊だって言われてるんですけども、そこは認める認めないにかかわらず、現実としてあるという以上、認識しておかなければ、今後2025年以降、介護保険料どうするのかっていうときに、唯々諾々と8,000円、1万円をそれぞれの65歳以上の被保険者に取り立てるっていうようなことは大変な状況起こってくるっていうことを指摘しておきたいと思うんですね。どこかで改善策を言っていかなければ、この制度自体がもう崩壊してしまうんですよ。見て見ぬふりしたらいけないと思います。大きなもとではそう。小さなところでは、見て見ぬふりして困ってる人がいるからです。これも連合長がいろいろ分からないというのであれば、利用されてる方々に、特に在宅で利用されてる方が、ここで終わってる理由は何なのかっていうことを聞いてほしいんですわ。もう一様に私たちに入ってきてるのは、ケアマネさんなんかも、相手の懐状況を見ないことには計画は立てれない。当然ですよ。それを見た場合に、だったら今すぐどうしようじゃない、その現状をまず把握することが大事だと思うんですけども、その把握を今度のアンケート調査取るときに、在宅の方々の利用状況つかみますよね。そこでつかむことができますか。なぜ使ってる人が、あなた支給限度額いっぱい使わない理由は何なのかっていうことを聞いてほしいんですけど、どうですか。聞いている資料、今までありますか。

○議長（勝部 俊徳君） 暫時休憩します。時計を止めてください。

午後3時18分休憩

午後 3 時 1 9 分再開

○議長（勝部 俊徳君） それでは、時計記録とともに再開をいたします。

中原事務局長、答弁。

○事務局長（中原 孝訓君） 事務局長です。介護を実際に受給されている方の調査は在宅介護実態調査になりますが、在宅介護実態調査は国のほうが基本的に様式を示しておりまして、その中の調査項目としては、区分支給限度額の状況を把握できるような調査項目というのはございません。調査項目については、広域連合のほうで独自に追加できるかどうかについては、国のほうとも協議しながら検討していきたいと思っております。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（8 番 真壁 容子君） 連合長、今、事務局が言ったように、項目の中に入っていないんですよね。国は聞かないんですよ。自分たちが、普通だったら自分たち支給限度額、国が決めといて、これが本当に必要じゃないんだったらこれ削ろうかどうかって論議もするようになるのかもしれませんが、そういうことも一切触れてないんですよ。なぜかって言ったらやっぱり困るからですよ。それぐらい国民生活の実態と外れている設計になっているっていうことだと思うんです。先ほど局長が言ったように、広域連合内でできるかどうか。国に聞くのも一つの方法かもしれませんが、主体的な連合から見たら、以前も国から示されたアンケートに独自の調査付け加えるっていうことやってきておりますので、この機会に、何ら悪いことではない、在宅利用されての方が、支給限度額制度知っていますかですよね、まず知っていますか。それと、支給限度額まで使わない理由、何なんですかと。もしかしたら使いたいものがないっていうかも分からない。改善につながる可能性ってあるわけですよ。そこはタブー視しないで、それも検討してアンケートの中に入れてくださいますか。連合長、検討してくださるということでもいいでしょうか。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。多分、ここが折り合わないところだと思います。満額を使うことが目的ではないわけですし、介護保険制度によって暮らしを支えてるか支えてないのかっていうことが私は大事なだと思います。医療保険もしかりで、ぎぶぎぶと医療の保険を使うことは現実可能だと思います。フリーアクセスの今の医療の中だったらできるわけです。しかし、そのことが果たして健康に結びついているのか、人らしく暮らしていけることに結びついているのかということが大事なところであって、限度額に対しての五十何%で、これはどっかに問題があるという、その考え方自体に私は賛同ができないわけです。現実、今回のこの南部箕蚊屋広域連合の皆さんから頂く保険料でも約 6 億円で 3 0 億円のサービスを提供するわけです。こ

ういう予算を組んでるわけでして、その有利さであったり、お困りの人たちにはぜひこのサービスを使っていただきたいです。まだ十分余裕がある方には、使わずに、次の必要なときにまた利用していただく、このことが大事ではないかと私は思っています。そういう質問が必要かどうかと言われたときに、私は今、必要ないんじゃないかと思っています。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 意見が違うと言いますよね。医療保険制度を持ち出しましたが、医療保険制度は根本的に違いますよ。医療保険は限度額ありますか。もう一つ、限度額を決める、あなたが介護を受けるときに、保険料払っているのに介護を受けさせてるか受けさせてあげないか、言い方悪いですけどね。それ決めるの本人じゃないんですよ、この制度は。その第1段階クリアしたとしますよ。次、どこに対応するか決めるんですよ。受たい介護じゃないですよ。要支援から要介護5まで、どこでいけるかって決めるわけですよ。連合長が言うんだったら、支給限度額なんか要らないじゃないですか。認定制度も要らんですよ、受たい介護受けるっていうんだったら。そうじゃないでしょう。設計するためにお金をどれだけ要るかっていうことをしていくために、この支給限度額制度が必要だったからですよ。その仕組みを壊せて言ってるのと違うんですよ。連合長、また極端なこと私言ってるわけではない、これがあるのだから、これを利用して、なぜできない、なぜ使わないかってつかむことによって、どんなサービスが必要なのか、今、置かれている被保険者の現状どうなのかって分かるから、つかんだらどうかって言ってるんですよ。でしょう。連合長、国にごまかされてるか自分で思って、そんな考え方で意見が違うなんて言いよったって前へ進みませんよ。実際に限度額あるんだから。もしあなたが本当にそう思うのであれば、市町村長会に行って、認定制度もこの介護度別もやめてしまえと、受たい方は受けるような制度にしろって言うてきてくださいよ。そういうことでしょう。そういうことを強いておきながら、限度額を国が決めておきながら、使わない理由何かってなぜ聞かないのかと私は思うんです。だから、国にも言うていかないといけないけれども、一番せんといけん、でもあなた方の場所で、住民の暮らしが見えるところで、ケアマネさんにも聞いてみてくださいよ、なぜここで終わってるのかっていうの。もしその中で、一人でも二人でもお金の問題でケアプランをつくるしかないっていう声が聞こえたら、その声をやはりアンケートの中に入れて聞いてみてくださいよ、いいですか、連合長。金かかることと違います。次聞いたらせんって言われたら困るから、検討して下さるということでいいですね。検討してください。あなたの言ってること成り立たんと思う。支給限度額と、もし私が聞くとしたら、限度額とこの要介護度別を認定外したら、その意見は認めます。ということですから、よろしく願いますよ。ぜひアンケート

に付け加えて、連合管内の利用者の現状どうなのかっていうことをつかんで、それにふさわしいサービス計画と地域包括ケアの計画立てていこうじゃないですか。ぜひお願いしたいと思います。何も何も国の言うこと聞いたら、国の基準以下の介護保険のサービス実態になってきたら、困るのはここに住む住民ですから、その辺はぜひ頑張って位置づけて、アンケートにしてほしいということ言って、ちょっと次の聞きたいことにも言っていきます。その利用状況をつかんでほしいということですからね、よろしく願いいたします。

次に、アンケート、こないだ取られた第8期のアンケートの中で、アンケートの内容は、先ほどの議員の質問にもありましたが、これは第8期の計画の中にちゃんと書いてくれてるわけですよ。私たちもこの質問に立つときに、住民の暮らしがどうかっていうところで、それを参考にしながら質問を組み立ててくるわけですよ。なぜかというと、そこには十分ではないかもしれないけれども、利用者や家族の声が反映されてるからです。広域連合がグラフにしてくださった、あのアンケートの結果ですね。私、非常に重要だと思っています。特に在宅の方々に実態調査を受けた内容は、すごく重要だというふうに思ってたんですよね。その中で、特によく聞いてくれたのは、働いている家族のいるところが親の介護をするときに、今後一番大変になってくるの何ですかって聞いたら、やっぱり認知症状への対応が一番だっていうのが出ましたよね。その次に出たのが、日中、夜間の排せつのことだって出たんですよ。今だったら我慢できるけれども、将来になったらどうなるか分からないっていうときに、これは準備していかないとはいけませんよね。夜間の問題、それから24時間の在宅介護、今は十分な利用をしたいという人がいなくとも、準備をしていかななくてはいけないと思うんです。一つありました、24時間介護が10時から6時までで1件あるって言ってましたよね。これは恐らくこの24時間対応するときに、この地域で連合管内でも24時間の介護するところなくって、よそから来ているのではないかって私は最初聞いたんですけども、この24時間介護していくのは、今、連合管内の事業所の中ですか。

○議長（勝部 俊徳君） 中原事務局長、答弁。

○事務局長（中原 孝訓君） 事務局長です。まず、在宅への訪問で24時間対応しているところということなんですが、答弁のほうでも言いましたとおり、連合管内で実際のところが1事業所、令和3年の4月から12月までの給付……。〔発言する者あり〕の中でありました。訪問介護については、営業時間外に計画の中に夜間ですとか深夜帯、早朝の計画を位置づけてサービス提供することは可能です。その対応をされている事業所が1事業所ということです。訪問看護につきましては、緊急の訪問の加算のほうを算定している事業所が、こちらも管内で1事業所ございま

した。そのほかに、今後算定を検討しているという事業所も1事業所、聞き取りで把握しております。あと、米子市から管内への緊急訪問を提供されている訪問看護事業所は多数ございまして、そのサービスを利用されている方はあります。こちらについては緊急の呼出しに対して24時間対応されるということではしております。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 先ほどの24時間使って、22時から6時まで使っているこの一人というのは、管内の事業所を使っているということですね。分かりました。

それで連合長、今の数字見て、少ないけれども利用は以前に比べて出てきてるわけですよね。今後、団塊の世代が介護保険を受けていく中で、介護保険の利用者も多くなってくる。それで在宅での希望も多くなっていくところから見れば、きめ細やかな24時間の対応の問題とか、いわゆる朝と早朝と夜ですよね。そこへのいわゆるサービス等も増えてこざるを得ないと思うんですよね。そこで介護職の増だと思えるんですけども、これはどんなふうに見てらっしゃる。今度の9期計画も含めて、アンケート等も取っていくと思うんですけども、この必要性和拡充するようになるのではないかっていうことについて、連合長、どのようにお考えですか。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。そういうニーズがこれから先々生まれてくる、または必要になってくるということであれば、当然そういうことに対する事業者も生まれてくるでしょうし、誘導してでもやっていかなきゃいけない必要があるかもしれません。過去に、やってみただけけれどもそういうニーズがなかった、それから非常に24時間サービスは脚光を浴びましたけれども、やはり都市部のサービスだなといった印象が私も持っています。これから先々、団塊の世代は新たなジェネレーションに向かいますので、積極的にそういうことを使うという世代であれば、おのずとサービスは生まれてきますし、私どもも対応していかなきゃいけないだろうと思います。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 時間になりましたので、ぜひそのことをしていただきたいのと同時に、ホームヘルプサービスの方々から高齢者の支援を受けてる方々の状況を見て、例えば住居の問題とか、これはかなり手を入れて整頓してあげなければ、しなければ、人間らしい生活を送ることができないんじゃないかっていうようなところも、介護保険だけではできないと思いますけども、市町村とも連携取って、実態を把握して、その対策を取っていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

2割、3割の件については、先日こういう例がありました。南部町長に言いましたよね、1万円の燃油のサービスの件をしたら、豆炭と何だったっけ、ガスボンベのこんろも対象にしてほしいと言われた世帯があったというので、私もできればってということでボランティアの方に連れていってもらったんですよ。そしたら本当に豆炭とガスこんろでやってるんですけどね、もう話を聞いたら、どういったかって、週2回のヘルパーさん来てるんです。どうですかって聞いたら、その方は生活してる割には、こういったら悪いかもしれないけど、3割負担なんですよ。言ったのは、週2回で20分おってくれるかな、3割負担なってびっくりしたと。それ以上にびっくりしたのは、病気でかかってる1か月3,000円の金額が、3割だったら9,000円になったと。ちょっともう本当に驚いたのは、でも1年間だけ3割やから、来年の5月になったら元の1割になるので、医者にかかるのを待ってるし、介護保険でもホームヘルプサービスをここで我慢してるんだって言うんですよ。そのときに、国の制度が変わって1年ごとに通知出すんですよ、2割、3割負担の。1年ごとだけど次変わって3割が1割になるっていうことは、所得がある限りなりませんよね、なりませんよね。そのことよう言わなかったんですよ、私。いや、そうじゃないよっていうんじゃないかって、それを待ってるっていうんです。それ聞いたときに、2割、3割の方々が、もしかしたら1割の方に比べて所得が多いかもしれないけれども、その負担増たるや、それを考えて我慢して、春を待って、お金がないとよう言わないから、寒くってコロナで出かけんって言って家におるんだって話ししてたときに、この方が10万近い介護保険料払ってるわけですよ。そのときに、2割、3割負担を本当に機械的にやっていいのかなと思ったわけです。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員、途中でですけど簡潔に。

○議員（8番 真壁 容子君） 分かりました。金額を見たら、全体から見たらそんなに大した金額ではないと思うんですよ。そういう点は平等の点から2割、3割にするんだというんですけども、各状況を見ながら、もしその人のお金があるというのであれば話をしに行き、適切な介護を受けようではないかと。膝を交えて、保健師さんやケアマネさんがやっていくことも、介護保険の仕事の内容ではないかと。要するに、血の通った介護保険制度を実現するためにはマンパワーが必要だし、専門性が必要だということです。そういうところにお金を使って、せっかく大きな町じゃないんですから、そういう方々が分かれば、人間らしく生きれるようなサービスを提供できるようなことに取り組んでいただきたい。2割、3割の検討もしていただきたいということをお願いいたしまして、質問を終わります。連合長、その件についてのちょっと見解をお聞かせください。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。全てを介護保険で人の暮らしを支えるっていうことは、真壁議員も言われましたように、これは非常に難しいことだろうと思います。今も言われましたように、その方がどれだけの所得を持っていて、それからふだんの家族関係、キーパーソンが誰なのか等、やはり真剣に付き添っていくような、そういう職員、包括ケアセンターであったり保健師であったり、また民生委員さんであったり、近所のおばちゃんであったり、そういういろいろな皆さんとの支え合いの中で実現することだろうと思っています。今言われましたようなことについては、各構成町村が、今もしっかりやってるとは思いますけれども、今後も重点的にやっていかなくちゃいけない事項だろうと思って聞かせていただきました。

○議長（勝部 俊徳君） それでは、以上をもちまして日程第10の一般質問を終わります。

日程第11 議案第1号

○議長（勝部 俊徳君） それでは、続きまして、議案の討論、採決に入っていきます。

それでは、日程第11、議案第1号、専決処分の承認を求めることにつきまして、これを議題といたします。

総務民生常任委員長の審査報告を求めます。

乾総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長（乾 裕君） そうしますと、総務民生常任会で報告をいたします。委員長の乾でございます。

議案第1号、専決処分の承認を求めることについて（南部箕蚊屋広域連合個人情報保護条例の一部改正について）は、審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。以上でございます。

○議長（勝部 俊徳君） 本件につきましては、全議員で構成する総務民生常任委員会に付託しておりましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を求めます。

〔反対討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） それでは、討論はなしと認めます。

以上をもちまして、討論は終結いたします。

これより議案第1号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

議案第1号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（勝部 俊徳君） 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第 1 2 議案第 2 号

○議長（勝部 俊徳君） 日程第 1 2、議案第 2 号、令和 3 年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

本案は、総務民生常任委員会に付託しておりますので、総務民生常任委員長の審査報告を求めます。

乾総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長（乾 裕君） 議案第 2 号、令和 3 年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第 2 号）、賛成多数で可決すべきものと決しました。

○議長（勝部 俊徳君） 本件につきましては、全議員で構成する総務民生常任委員会に付託しておりましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

まず、原案に反対の議員の発言を許します。

真壁議員。

○議員（8 番 真壁 容子君） 今回の令和 3 年度の一般会計の補正予算に反対をいたします。

反対理由は、民生費の社会福祉費の中に出てきます高齢者福祉の介護予防の事業繰出金が、一般会計から 4 7 1 万 9, 0 0 0 円が特別会計に支出されることとなります。これは総合支援事業の中での国の交付金が、制度改正によって繰り下げられたという、お金が出なくなったことにより、事業はそのままで市町村からのお金で繰り出してそれを賄うという内容です。そもそも総合支援事業等々を取り組んで介護保険でこういうことを取り決めなさいって決めてきたのも国であるわけですね。介護保険制度は市町村や保険者がつくってやっていくと言いながら、やはり国はどんだけお金を出しているのかといえば半分も出していない、4 分の 1 しか出していないんですけれども、そこは制度を決めて、これに間に合わなければお金は出さないよって、まして途中で、今までやっとならなくても制度を変えて、こういうふうにお金を出すのをやめますっていうやり方は、非常に私は、地方自治制度を無視したやり方であるし、保険者に対する国の役割を果たしていないと思えて仕方がないわけです、金額の大小ではない。こういうことが許されるなら、国がどんどんどん制度を勝手に変えて、介護保険制度そのものがしんどくなることも十分考えられると思いますので、私はこういうことについては、認めるなどいっても国がやってくることですけれども、やはりきちっと声を上げていただきたいし、町長も連合長も声を上げると言っ

おりますので、こういうことをしっかりと声を上げて、本当に介護保険制度が、ただでさえ保険者も苦しい介護保険制度が、国の改悪によってひどくならないためにも声を上げていくべきだという立場から反対をいたします。

○議長（勝部 俊徳君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

大床議員。

○議員（1番 大床 桂介君） 令和3年度一般会計補正予算（第2号）に関して説明をお聞きしました。現行の介護保険システムに沿って適正に実施をされております。よって、第2号議案に関して賛成いたします。

○議長（勝部 俊徳君） このほかに討論ございますか。

〔討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） このほかには討論はなしと認め、以上をもちまして討論を終結いたします。

これより議案第2号、令和3年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

議案第2号は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（勝部 俊徳君） 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第3号

○議長（勝部 俊徳君） 次に、日程第13、議案第3号、令和3年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

総務民生常任委員長の審査報告を求めます。

乾総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長（乾 裕君） 議案第3号、令和3年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、賛成多数で可決すべきものと決しました。

○議長（勝部 俊徳君） 本件につきましては、全議員で構成する総務民生常任委員会に付託しておりましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 特別会計補正予算に反対します。

理由は、先ほどと同じで、地域支援事業交付金、総合事業に対する国の補助金の減ということ
です。よろしくお願いします。

○議長（勝部 俊徳君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許します。

前田議員。

○議員（2番 前田 昇君） 2番、前田です。この特別会計の補正予算について賛成の立場で
討論をさせていただきます。

この令和3年度は、第8期の事業計画に基づきまして1年目を無事に実施したということで、
実績を見込まれて補正予算が立てられておりますので、反対するものではなく、賛成をしたいと
思います。以上であります。

○議長（勝部 俊徳君） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 討論なしと認め、以上をもって討論は終結いたします。

これより議案第3号、令和3年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2
号）を採決いたします。

議案第3号は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（勝部 俊徳君） 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第4号

○議長（勝部 俊徳君） 日程第14、議案第4号、令和4年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算
を議題といたします。

総務民生常任委員長の審査報告を求めます。

乾総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長（乾 裕君） 議案第4号、令和4年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予
算、賛成多数で可決すべきものと決しました。

○議長（勝部 俊徳君） 本件につきましては、全議員で構成する総務民生常任委員会に付託して
おりましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

まず初めに、原案に反対の方の発言を許します。

真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 令和4年度の一般会計当初予算には反対をいたします。

広域連合の予算で一般会計で反対をしていく大本は、この場所で広域連合の在り方を見直すべきではないかということ、毎年予算、決算で言わせてもらってるところです。以前は、広域連合をやめろっていう議員が何で出てくるんだっていうふうにお怒りになった議員もいらっしゃるんですけども、私はあるものを何か乱暴的になくせていう立場ではなくって、この広域連合組んできた中で、今までのことを振り返って、今後、介護保険を運営していく中で、住民生活を見ていながら、どの形態がいいのかっていうことを考え直す時期にも来てるのではないかというふうに思えて仕方がないわけです。今回それに、特にコロナの問題があって、皆さんもそうだと思います。議員の中、生活が苦しくて大変なこととか、本当にいろんな支援金がいつ出るのかっていうような電話がかかったりとかしてくるその背景にあるのっていうのは、やっぱり生活のしんどさであり自立した生活ができてないっていうところが多いわけですよ。そこには様々な問題が含んで、医療であったり福祉であったりするんですけども、医療・介護・福祉というのは、やっぱり切り離せない内容だというふうに思えてきてるわけです。特にこれから75歳の団塊の世代で地域包括ケアがより大事だって言われてるときに、私はやはり同じ土俵で医療も介護も福祉も並べて、そこでの町職員やボランティアや福祉員の方々と、どのようなまちづくりしていくかっていうことを考えた場合も、やはり基本は地方自治体に置くべきじゃないかっていうふうに思ってるわけです。そうでなければ、せっかく介護保険でやろうとしてる見えてきたものを、介護保険の連合してることによって、かえってそれが数字だけになって、介護保険屋さんになりかねない状況ではないかっていうことを、このずっと介護保険制度の議会に出させてもらって思っていることでもあります。

それでもう一つには、町村を見た場合、かえって見た場合には、年々変わる介護保険の複雑な仕組みの問題を考えたときに、これが全ての住民に当たっていく職員が共通の内容として持っているかっていうとき見たときに、それも非常に乏しいと感じたのも現実です。職員一人一人にしてみたら、どの段階でも自分は何課におるからそんなこと知らんわって言えなくって、住民全体に奉仕する公務員の立場からしたらいろんなこと知っとかんといけんわけですよ。その中で、最も矛盾を抱える介護保険制度が切り離されとって、一部の者だけで運営されとって、そこで本当に、そこにだけしわ寄せしていくのがいい方法なんだろうかっていうこともやっぱり考えざるを得ないわけです。それともう一つ言えば、今後どこの町村も同じかもしれませんが、職員が減ってきてるという問題もあるわけですよ。会計年度任用職員も増えてくることもあるんですけども、やはり公務員として採用された方々が、なべて全体の仕事をしていくという点を考えても、そんなに大きな町ではないんですから、この介護保険制度ちょっと元に戻して、医療・福祉

・介護の中で、町全体の中で、この介護保険を再構築していくというやり方も、私は検討していくべきだというふうに思います。

とりわけ、何回も言うようですが、この介護保険制度はもうあと二、三年もしとったら、次期の9期を出すときには、それこそ全国的に介護保険制度についての不満ないし批判の声が大きく出てくるのではないかっていうことを十分予想されているわけです。そのときに、この単一の広域連合だけで介護保険考えとって解決できる問題ではないということも指摘しまして、ちょっとせっかくなかったからやっただけじゃなくて、いい点と課題を考えた場合、次はどうあるべきかっていうことを考える機会にしていくためにも、問題を提起して反対したいと思います。

○議長（勝部 俊徳君） 続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

荊尾議員。

○議員（4番 荊尾 芳之君） 4番、荊尾です。議案第4号、令和4年度一般会計予算について賛成の立場で討論を行います。

令和4年度は第8期の介護保険事業計画の2年目に当たります。この一般会計は、財源が町村の負担金の部分、94.2%を占めております。3町村で広域連合を組んでいるというこのスケールメリットを十分に生かして事業を進めていく予算だと考えます。一般会計の部分については、人件費等の部分があり、特別会計で事業を組んでおりますが、今、コロナ等の予想外の大きな影響を受けながら、この8期の計画費をしっかりと見込んだ予算が立てられてるというふうに考えます。この介護保険事業を進める上で、住民にとって重要な予算であり、賛成すべきと考えます。以上、賛成討論とします。

○議長（勝部 俊徳君） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第4号、令和4年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算を採決いたします。

議案第4号は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（勝部 俊徳君） 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第5号

○議長（勝部 俊徳君） 日程第15、議案第5号、令和4年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

総務民生常任委員長の審査報告を求めます。

乾総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長（乾 裕君） 議案第5号、令和4年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算は、賛成多数で可決すべきものと決しました。

○議長（勝部 俊徳君） 本件につきましては、全議員で構成する総務民生常任委員会に付託しておりましたので、質疑を省略し、これから討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を求めます。

真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 令和4年度の介護保険事業特別会計には反対をいたします。

反対の理由は毎回言っておりますけども、介護保険制度そのものを問うては、高い保険料、利用料、これの引下げを求めています。今回の8期の、2年目に当たるのかな、それについても、やはり従来の高い保険料、それと利用料については、途中で改悪されて2割、3割負担が導入されている。住民負担増で成り立っている介護保険制度の抜本的な見直しが必要ではないかということです。とりわけ、かといって、恐らく賛成議員の方も円滑にしているということになると思うんですが、この8期で、先ほどの審査の中でも基金の残が7,000幾らか出てくるというようなこと出てきたんですね。9期に向けて、前回の話では、8期は何とか値上げをしないようになって9期になったら引き上げられるだろうという数字を示されているわけですよね。そうなったときに、それを自らの努力でやろうとすれば基金として残すしかないんですけども、そんなことはこの2年目の支給状況見とったらできるわけがないっていうのが実際ですよ。そういう意味でいえば、この制度の中での個々の努力で保険料の値上げを防ぐことはできない現状になってきているっていうのも事実じゃないかと思うんですよ。そうしたときに、保険制度こうだから仕方がないじゃなくって、連合長もそうですが、議会としても住民から選ばれて出ている以上、住民の暮らしを守る立場から見たときに、この介護保険制度がこのように国のとおりに延々と、唯々諾々と進められて、円滑に進んでるとはいえ、次期に向けたら非常に高い保険料が出てくることを、そのまま認めていいのかっていうことも、私たち議会にも問われてることではないかというふうに私は考えるわけです。そういう意味でいえば、運営していきながら、どこに問題点があるのか、保険制度の問題は何なのかっていうことも、自らが私たちも考えとかんといけんことやと思っています。特に今回の点でいえば、インセンティブ算定をされております保険者の機能の強化推進交付金、介護保険の努力支援交付金、これは保険者の責任でないとはいえ、政府が導入しているインセンティブの政策です。そういうお金があるのであれば、国の出す

負担金をもっと引き上げて、市町村や住民の負担が軽減されるようなところに軸を変えるような国の予算組替えを言っていくべきだということも指摘しておきたいと思います。

それで、今回の分については、第9期の事業計画に向けて生活圏域ニーズ調査をすることになっており、65歳以上の全ての介護保険を使っていない方々のニーズをつかむとして、現在調査人数3,000人となっているところを悉皆調査とすべきだという点をさせてもらっております。これは何よりも65歳以上の全てに責任を持つ立場から見れば、やるべきことではないかと思えます。検討だと言っていますが、現段階では3,000人分の予算しか組まれておりません。私は連合長の答弁を聞く中で、このことについては十分検討していただけたらと思っておりますが、それをすべきだと厳しく主張して、反対をいたします。

○議長（勝部 俊徳君） それでは、続いて、原案に賛成の方の発言を求めます。

景山議員。

○議員（6番 景山 浩君） 6番、景山です。本予算に賛成をいたします。

本予算は、前年度予算と大きな違いはございませんが、現に多くの利用者がある制度の予算であり、原則現状の利用実績に沿った予算とすべきものと考えます。高齢化の進展で高齢者数や介護ニーズが徐々に増加する中、保険料負担は変わらずもサービス給付の水準は維持されており、また将来的な制度維持も見据え、少しずつではありますが施設介護中心から在宅系、地域密着系、介護予防の充実へとの方向性も見える予算ともなっております。さらには、地域密着型のグループホームを新たに認定するニーズ調査、実態調査を行い、第8期計画の事業実施状況の検証や、次期9期計画に住民ニーズを反映させようとするなど、適正な予算であると認め、賛成をいたします。

○議長（勝部 俊徳君） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 討論はなしと認め、以上をもちまして討論は終結いたします。

これより議案第5号、令和4年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算を採決いたします。

議案第5号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（勝部 俊徳君） 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第16 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（勝部 俊徳君） 日程第16、閉会中の継続調査の申し出につきましてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員長、山路有議員から、閉会中も次期定例会の日程等について、十分調査を行う必要があるとの申出がありましたので、これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝部 俊徳君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長、山路有議員から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

○議長（勝部 俊徳君） 以上をもちまして今期定例会の会議に付されました議案は全て議了いたしました。よって、令和4年第1回南部箕蚊屋広域連合議会定例会を閉会いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝部 俊徳君） 御異議なし認めます。

これをもちまして令和4年第1回南部箕蚊屋広域連合議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

午後3時59分閉会
